

○ 基づ年財務省個人向け債券告示第三百五十八号
平成二年四月六日
平成二十一年十月十五日
平成二十四年条件等を次のとおり告示する。
○ 財務省令第六十八号
平成二年四月六日
平成二十四年十月十五日
平成二十四年条件等を次のとおり告示する。
○ 財務省令第六十九号
平成二十四年十月十五日
平成二十四年条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 城島正光

○ 基づ年財務省個人向け債券告示第三百五十八号
平成二年四月六日
平成二十四年条件等を次のとおり告示する。
○ 財務省令第六十九号
平成二十四年十月十五日
平成二十四年条件等を次のとおり告示する。

三 法律の発行及び根拠

○ 基づ年財務省個人向け債券告示第三百五十八号
平成二十四年十月十五日
平成二十四年条件等を次のとおり告示する。

四 振替法の適用

○ 基づ年財務省個人向け債券告示第三百五十八号
平成二十四年十月十五日
平成二十四年条件等を次のとおり告示する。

五 最低額面金

○ 基づ年財務省個人向け債券告示第三百五十八号
平成二十四年十月十五日
平成二十四年条件等を次のとおり告示する。

六 単位

○ 基づ年財務省個人向け債券告示第三百五十八号
平成二十四年十月十五日
平成二十四年条件等を次のとおり告示する。

七 利子率の

○ 基づ年財務省個人向け債券告示第三百五十八号
平成二十四年十月十五日
平成二十四年条件等を次のとおり告示する。

○ 基づ年財務省個人向け債券告示第三百五十八号
平成二十四年十月十五日
平成二十四年条件等を次のとおり告示する。

○ 基づ年財務省個人向け債券告示第三百五十八号
平成二十四年十月十五日
平成二十四年条件等を次のとおり告示する。

○ 基づ年財務省個人向け債券告示第三百五十八号
平成二十四年十月十五日
平成二十四年条件等を次のとおり告示する。

十一

用の第
率の後
適の利
用利子以
利子に適

十二

初期利子

子まら第
で第二
の六期
利期か

年利金額
×

$\frac{1}{100} \times 0.05$

出利てを毎
し子、支年
たとそ払四
金しの期月
額て日と十
を、以し五
支次前、日
払の六各及
う算月支び
。式間払十
にに期月
よ属に十
りすお五
算るい日

す次そ期た期平すそ五率利～すに五發子年
る号のが金と成るのパ。利のるおか行計當
期か翌銀額し二。率～た回結月け月か算期
日ら當行を、十はセだり果にる超から償還
に第業休支次五○ンしにに行入札へ賃開
つ十日業払の年・ト、基わ札へ利付國債
い五に日う算四○を乗○づれへ利付國債
て号支に。式月五下じ・六六を乘出され
同に払当たに十五回た率が六六を乘出さ
じおうただより日セとが六六を除じた
。い（るしり日）て以とき、算をトは・○した
。規下き支出支定、は、払し払と、○した複

年〇・〇五パーセント

利期における利
利子に適

十四

第七期以後の利子

十九八七五六

の中払込途換の取扱い
償還期日金額

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年四月十五日及び十月十五日を支払期とし、各支払期における利息として、次の算式により算出された金額を支払う。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{第十一号に規定する第七期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

(一) 平成三十一年十月十五日までの間に平成二十六年の間のうちに次のように区分して計算出した金額とそれとぞするの金額は、行前か。算

平成三十四年十月十五日までの間に平成二十四年十月十五日までの間に平成二十六年の間のうちに次のように区分して計算出した金額とそれとぞするの金額は、行前か。算

平成三十一年十月十五日までの間に平成二十四年十月十五日までの間に平成二十六年の間のうちに次のように区分して計算出した金額とそれとぞするの金額は、行前か。算

平成三十一年十月十五日までの間に平成二十四年十月十五日までの間に平成二十六年の間のうちに次のように区分して計算出した金額とそれとぞするの金額は、行前か。算

平成三十一年十月十五日までの間に平成二十四年十月十五日までの間に平成二十六年の間のうちに次のように区分して計算出した金額とそれとぞするの金額は、行前か。算

額面金額 + 経過利子に相当する利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + その直前の利子支払期に支払額 $\times \frac{79.685}{100}$ - 受入経過利子に相当する金額)

なお、受入経過利子に相当する金額は、受入経過利子にて端数が生じた場合には切捨てには一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100}$$

初期利子支払期の 6 カ月前の日
から発行日までの日数

\times 365

(二) 平成二十六年四月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)

一一十 中途換金の特例

支払場利元金の本災事念の及呈贈幣記興震日東所支利元金

日本銀行

第六期の利子支払期（以下「基準日」という。）において個人向け国債を有する者に東日本大震災復興事業記念貨幣を贈呈することとし、その贈呈枚数は、基準日ににおける各取扱機関の各口座の残高ごとに、次の算式により算出した数とする。ただし、小数点以下は切捨てる。なお、基準日前に個人向け国債を有する者が死亡し、基準日に当該個人に贈呈される場合には、基準日に人向け国債を相続する者が確定していなき場合には、基準日に贈呈枚数を算出する。

額面金額 × 1
10,000,000

(二) 東日本大震災復興事業記念
千円銀貨の場合

(口) の場合 額面金額が一千万円以上

東日本大震災復興事業記念貨幣の贈呈等に必要な情報等の提供等の要件

額面金額 × $\frac{1}{1,000,000}$

前記(一)の算式で算出した東日本大震災復興事業記念貨幣の枚数

各取扱機関は、基準日において東日本大震災復興事業記念貨幣等に必要となる個人向けの贈呈等に個人情報を有する者に提供する財の残額(氏名、住所、電話番号、保有高等)を、基準日の属する月は、財務省もしくは指定する者に提供する。